

## 平成 29 年度第 3 回滋賀県社会福祉審議会概要

## ■ 1 : 開催日時

平成 30 年 2 月 2 日（金）午前 10 時 00 分～11 時 40 分

## ■ 2 : 開催場所

滋賀県庁北新館 5 階 5 - A 会議室

## ■ 3 : 報告事項

障害者差別解消法の実効性の補完などを盛り込んだ共生社会づくりを目指すための条例の骨格について

## ■ 4 : 概要

- ① 教育分野については学校教育だけでなく社会教育という視点も大切ではないか。
- ② 人権の問題を考えるときに複合的差別という視点は大切。その複合の検討材料として部落問題や外国籍の人達の課題も含めて検討していただきたい。
- ③ 複合的な課題を抱える困難な相談者ほど、まずどこに相談に行ったらいいのかわからないことがある。
- ④ 相談を通じて、差別の実態、あるいは施策の課題や問題等が見えてくる。様々な取組のひとつの大きな基礎になるのが相談体制だと思うので、どう充実させていくか、特にこの部分は真剣に議論してもらいたい。
- ⑤ すでに各分野に様々な相談機関がある中で、地域相談員や専門相談員との関係性の整理が必要。そのためにも既存の相談機関へのヒアリングが必要ではないか。
- ⑥ 条例施行後の実態把握や効果測定、更には条例の充実につなげていくための仕組みが必要ではないか。
- ⑦ 「社会モデル」について分かりやすい表現を考えるべきではないか。
- ⑧ 条例の趣旨をはっきりとさせて、最初から 100 点満点を目指さなくても、とりあえずしなければならいことを盛り込んで実効性のある条例にしてもらいたい。
- ⑨ 生きづらさを抱える当事者の方をまず中心に置くことが大切であるが、現時点でできることと、できないことがあると思う。条例施行後の評価をしっかりと行い、3 年、6 年後の見直しでいいものにしていくという姿勢が重要ではないか。
- ⑩ 生きづらさという言葉は確かに主観的なものだが、地域社会における地域生活課題であることも確か。いくつかの言葉をつなげて生きづらさを表現できないか。

- ⑪ 条例は、本人やそのご家族がどう思うかが一番大事ではあるが、仮に認知されなくとも、社会的に見てこれはおかしいぞということに関して私たちはちゃんとしていこうというのが条例だと思う。
- ⑫ 「ひとりの不幸も見逃さない」という趣旨を踏まえると、複合的な支援が必要な方に対応していくことは糸賀先生のご思想である「自覚者が責任者」にもつながるのでは。複合的差別、生きづらさを抱えた方々の支援という部分は、ぜひこの条例の理念にしっかりと盛り込んでもらいたい。
- ⑬ 条例制定済みの先行県では、県民の認知度が低いという課題があるので、わかりやすい条例という視点は大切。そのためにも「社会モデル」や「生きづらさ」などを分かりやすい言葉や表現にしていくことが大切。
- ⑭ 条例が県民に理解されて、現場で実行できないことには、絵に描いた餅になってしまう。そのためにも社会モデルの研修を実施する際には、好事例を示しながら、わかりやすく、県民が自分もできると思えるような工夫をしてもらいたい。
- ⑮ 手話言語は大切であるが、情報の取得、コミュニケーションに対する支援他のコミュニケーションも重要。当事者のご意見をきいて、丁寧な検討をしてもらいたい。